

No.	事業の基本情報			自殺対策事業区分		
	担当部署	担当課・担当係名	事業名	事業内容	生きる支援の視点を加えた事業案	自殺対策事業として見込める効果
1	企画財政部	企画政策課男女共同参画室	男女共同参画行動計画	<p>第5次男女共同参画行動計画の基本目標Ⅰでは、人権尊重と多様性を認め合う社会をつくるとしています。そして、主要課題3の中では以下の取り組みを行うこととしています。</p> <p>(1)DV防止啓発 ・市施設でのDV相談カードの配架します。 ・DV防止普及啓発パネル展を開催します。</p> <p>(2)デートDV防止啓発 ・「知っておきたいデートDV」、「DVを知らなきゃDVをなくせない」及び「DVチェックシート」を市ホームページ及び市報で紹介します。 ・成人式において、DV相談等の案内を掲載した冊子「新成人のみなさんへ」を配布します。</p> <p>(3)DV等被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施します。</p> <p>(4)DV等被害者からの相談を、関係機関と連携し支援への取り組みを行います。</p> <p>(5)庁内関係各課との情報交換会を開催します。庁内の関係課と連携して、被害者の支援及び生活の安定を図るための意識の共有と理解促進を図ります。</p>	相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらいます。	相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深め、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができます。
2	企画財政部	企画政策課男女共同参画室	女性総合相談	委託により、女性が抱える生活上のさまざまな悩みを女性カウンセラーに気軽に相談できる場を提供し、適切な助言を行うことによって方向が見いだせるよう援助します。	生きる支援に関する相談先が掲載されたリーフレットを配布します。	委託により、女性が抱える生活上のさまざまな悩みを女性カウンセラーに気軽に相談できる場を提供し、適切な助言を行うことによって方向が見いだせるよう援助します。関係機関の紹介等を行い、自殺リスクの軽減に寄与します。
3	企画財政部	企画政策課男女共同参画室	男女共同参画情報誌「かたらい」の発行	男女共同参画を推進するため、公募の市民編集員による取材、執筆等により、年2回発行します。	情報誌の中で、自殺対策（生きることの包括的支援）に関連した内容を掲載します。	情報誌の記事の一部として、自殺対策（生きることの包括的支援）に関連したトピックも取り上げることにより、住民への情報周知や啓発を図ることができます。
4	企画財政部	企画政策課男女共同参画室	男女平等に関する講演会等の開催	男女平等、男女共同参画の推進のため講演会等を実施し、市民に広く理解の促進を図ります。	自殺対策に関連する広報・啓発の機会として活用します。	市民への啓発の機会となり得ます。
5	企画財政部	広報秘書課広報係	行政の情報提供に関する事務（広報等による情報発信）	市報等の広報紙、ホームページ及びツイッターを通じて、広く市政一般の周知宣伝を行います。	自殺対策に関連する事業等について、広報紙等で積極的に情報発信します。また、生活上のさまざまな困難に直面し、自殺のリスクの高まる危険がある中で、活用可能な市の制度や相談機関の周知を図ります。	自殺対策の施策の重要性を広く一般に周知することができます。行政と市民が共通の認識を持って取り組むことができます。
6	企画財政部	広報秘書課広報係	市長の定例記者会見	定例会開催に先立ち、市の各施策の発表を報道機関を集めて行います。	自殺対策に関連する施策について積極的に発信し、新聞・テレビ等を通じて効果的に報道される機会を増やします。	自殺対策の施策の重要性を広く一般に周知することができます。行政と市民が共通の認識を持って取り組むことができます。
7	企画財政部	広報秘書課広聴係	市民相談及び人権・身の上相談業務	市政全般および日常生活についての相談や意見、要望等の聴取を実施します。人権擁護委員による人権に関する相談します。	自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、総合的に相談を受ける窓口や人権身の上相談において、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチします。	相談対応を行う職員又は人権擁護委員に生きる支援に関する相談先等連携する可能性のある相談機関等に関する情報を知っておいてもらうことで、その職員又は人権擁護委員が「つなぎ役」としての対応を取れるようになる可能性があります。
8	企画財政部	広報秘書課広聴係	庁内案内業務	総合案内にて庁内案内業務を行います。	どこに相談したらよいか迷っている人が、どの窓口に行けばいいかと訪ねることも少なくないと思われることから、気づきの機会になり得ます。	庁内案内を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点をもってもらうことにつながり得ます。

No.	事業の基本情報			自殺対策事業区分		
	担当部署	担当課・担当係名	事業名	事業内容	生きる支援の視点を加えた事業案	自殺対策事業として見込める効果
9	企画財政部	広報秘書課広聴係	人権施策の啓発	人権意識を高めるための啓発を行います。	人権週間における啓発活動等の機会を利用し、生きる支援に関する相談先が掲載されたリーフレット等を設置・配布することができます。	自殺対策の普及・啓発となり得ます。
10	企画財政部	広報秘書課広聴係	市民と市長の座談会	市政に関し市長が市民等と直接対話をする場を設け、市民等の意見等を聴いて、その意見等を市政に反映させます。	座談会のトークテーマを自殺対策に関連するものとし、ます。	自殺対策の普及・啓発となり得ます。
11	企画財政部	広報秘書課広聴係	町会長・自治会長連絡会	“地域からの意見を集める場”として、市長との対話形式で町会・自治会代表者の方々から意見、要望を聞きます。	連絡会の中で自殺対策についても言及することで、普及・啓発につながります。生きる支援に関する相談先が掲載されたリーフレット等を設置・配布することで、町会・自治会会員への周知を図ることができます。	自殺対策の普及・啓発となり得ます。
12	市民部	市民課市民係	市民課フロア案内	市民課フロアにおける申請書記載等の案内をするとともに、窓口等の案内をするフロアマネージャーを配置します。	どこに相談したら良いか迷っている人が、どの窓口に行けば良いか尋ねてくることも少なくないと思われます。フロアマネージャーにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気付き役としての視点を持ってもらうことにつながり得ます。	
13	市民部	経済課産業振興係	就労支援事業	就業機会の拡大を図るため、東京しごとセンターやハローワークなどと連携し、就職セミナーや相談会、面接会の開催、就労に関する各種イベント周知、インターネットを活用した求人情報の提供による就労支援事業を実施します。	就労に関するイベントの実施や各種イベント等周知等に加え、イベントや窓口の来場者の中には自殺のリスクを抱えている方がいる可能性があるため、自殺のリスクを抱えている方への支援機関のリーフレットを配置するなど、情報の周知を行います。	労働者や求職者が抱えている問題の解消や、就労に関する意欲や意識の向上を図り、経済的に安定した生活への支援につなげます。
14	市民部	経済課産業振興係	小口事業資金融資あっせん制度	地元の商工業者等の事業育成のため、融資のあっせんを行い、貸付利子及び保証料の一部補助を行う事業を実施します。	受付窓口にチラシを配置し、経営難・資金難等の自殺と関連する問題に直面した場合の相談先を周知します。	中小企業の経営安定化と健全な発展を支援し、経営難・資金難等の自殺につながりうる問題の解消を図ります。
15	市民部	経済課消費生活係	消費生活相談員による相談業務	消費生活に関する相談に対し、解決のための助言、事業者と消費者双方の意見を聴取し、解決のための調整、必要に応じて東京都もしくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は連絡調整を図ります。また、相談業務に必要な資料の収集及び被害防止のための情報提供を行います。	消費生活に関する相談をされる方の中には、自殺リスクを抱えている方もいると考えられます。リスクを軽減するため、適切な相談先へつなぎます。	自殺リスクを抱える方と、リスク軽減のための相談先とのつなぎ役となる可能性があります。
16	市民部	納税課納税係	納税相談における生活困窮者等支援機関への相談・案内	納税相談を受けた際に、生活困窮や自殺のリスク・可能性に気づいた場合は、地域福祉課、小金井市自立相談サポートセンターなど関係機関への相談を促すなど、必要な範囲で案内・取次ぎや情報提供を行います。	③住民への周知啓発について：生活困窮者支援、多重債務相談など関係機関のチラシを納税課窓口配置し必要に応じて配付しています。税金の納付を期限までに納付できない住民は、仕事、健康、家計など様々な事情により、生活困窮の状況にある可能性もあります。そのため、納税相談を受けた際に、そうした生活困窮や自殺のリスク・可能性に気づいた場合は、関係機関への相談、案内等を行うことにより様々な生きる支援につなげることができる体制を整備することができます。	上記関係機関への相談、案内等により、生活困窮者により早く、相談・支援を行うことが、結果的に自殺のリスク・可能性を低下させることになり、生きることへの支援になります。

事業の基本情報				自殺対策事業区分		
No.	担当部署	担当課・担当係名	事業名	事業内容	生きる支援の視点を加えた事業案	自殺対策事業として見込める効果
17	福祉保健部	地域福祉課地域福祉係	民生委員児童委員事務	民生委員児童委員による地域の相談・支援等の実施します。	小金井市内を78の地域に分けて、民生委員・児童委員がそれぞれの地域において、生活に困った方、高齢者、体の不自由な方、児童問題、子育て支援など、援助を必要とする方の地域の身近な相談窓口として、行政機関等への橋渡しを行っています。	民生委員児童委員にゲートキーパー養成講座を受講していただくことで相談技術の向上が見込まれます。
18	福祉保健部	地域福祉課地域福祉係	保護司会補助金	地域の保護司会の健全な運営を図るため、各保護司会に対し補助金を支給します。	外部の自殺対策関連研修への受講を推奨します。また、定例会の議題に自殺対策を盛り込みます。保護司の方にゲートキーパー研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援者へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能性があります。	保護司にゲートキーパー養成講座を受講していただくことで相談技術の向上が見込まれます。保護司は更生保護の活動を通じて、地域の安全・安心のために貢献するボランティアであり、地域連携ネットワークの一員としての活躍が期待できます。
19	福祉保健部	地域福祉課地域福祉係	権利擁護の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護センター（社会福祉協議会委託）を設置します。 福祉サービス等の相談受付を行います。 成年後見人制度利用者の相談受託等を行います。 	相談内容は、高齢、障害、貧困等の多くの問題が複合化しています。判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性があります。事業の中で当事者または親族等と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となり得ます。	相談員（権利擁護センター職員）にゲートキーパー養成講座を受講していただくことで相談技術の向上が見込まれます。当該機関は地域連携ネットワークの中核機関としての重要な役割を担うため、早期発見・継続支援が期待できます。
20	福祉保健部	地域福祉課地域福祉係	地域福祉推進事業	誰もが自分らしく安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、計画に基づき、福祉に関する市民の課題を対象とし、身近な地域において、市民と行政、活動団体、事業者等が協働、連携して解決していく仕組みづくりを進めます。	自殺者対策の取組みを盛り込んだ地域福祉計画の推進していきます。	計画の進捗状況及び取組状況の評価を行い、市ホームページ等で公表することで、本計画に掲げる基本目標や施策について周知を図ります。
21	福祉保健部	地域福祉課生活福祉係	生活困窮者自立相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の複合的な課題に対応する相談窓口として「自立相談サポートセンター」を設置し、必要に応じて支援計画案を策定します。 支援計画案を検討するため、関係機関が参加し、支援内容を調整する会議を実施します。 支援調整会議で決定された支援計画に基づき、具体的な支援を実施します。 	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されています。そのため関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行ったり、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていくことが重要です。	相談支援員を対象にゲートキーパー養成講座を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性があります。
22	福祉保健部	地域福祉課生活福祉係	住居確保給付金	離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は住宅を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねません。住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることなくないため、自殺のリスクが高い集団にアプローチする窓口、接点となり得ます。	就労支援員を対象にゲートキーパー養成講座を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、就労支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性があります。
23	福祉保健部	地域福祉課生活福祉係	生活困窮者学習支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問等による高校受験のための進学支援、学校の勉強の復習、宿題の習慣付け及び学び直しの支援を行います。 家庭訪問等による個別の進路相談及び進学に必要な奨学金等の公的支援の情報提供を行います。 子どもの養育に必要な知識及び進学に必要な公的支援の情報提供を行います。 その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援を行います。 	子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ機会、接点となり得ます。	学習支援員を対象にゲートキーパー養成講座を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、学習支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性があります。
24	福祉保健部	地域福祉課生活福祉係	生活保護施行に関する事務	稼働能力のある生活保護利用者（受給者）への就労支援を行います。受給者の医療ケア相談を行います。高齢の受給者への総合的な支援を行います。活用できる資産についての調査を行います。	生活保護利用者（受給者）は、利用（受給）していない人比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得ます。	各種支援の専門員を配置することにより、受給者が困った際に気軽に相談できる場所を提供することができています。結果、思いつめる前に適切な助言などを行うことができるため、大きな効果が見込めます。

No.	事業の基本情報			自殺対策事業区分		
	担当部署	担当課・担当係名	事業名	事業内容	生きる支援の視点を加えた事業案	自殺対策事業として見込める効果
25	福祉保健部	地域福祉課生活福祉係	生活保護各種扶助事務	生活保護利用者（受給者）に対し必要に応じ生活保護法に規定された各種扶助費を支給します。（生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助）	生活保護利用者（受給者）は、利用（受給）していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得ます。また、扶助受給等の機会を通じて本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得ます。	最低生活費を支給することで安定して生活できる経済基盤を提供できます。また、受給世帯に対し担当のケースワーカーが配置されるため、受給者に応じた個別具体的な支援や指導を行うことができ、かつ関係機関等に適切に支援要請を行えるため結果的に生活の向上に寄与し、生きる希望を与えることができます。
26	福祉保健部	地域福祉課生活福祉係	法外援護事務	生活保護法で支給しないが、需要が見込まれる各種費用について、行政が独自に援助金等を支給し本人及び世帯の自立助成を図ります。	生活保護利用者（受給者）は、利用（受給）していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、本人や家族の問題状況を把握し支援につなぐ上できっかけにするなど、援助金支給の機会を自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチの機会として活用し得ます。	生活保護法の各種扶助費で支給していない費用を助成することで、社会一般との生活水準に近づく生活を行うことができるようになり、結果生活苦からの思いつめるストレスなどを軽減することができます。また、支給をきっかけにケースワーカーと受給者とのコミュニケーションなどを図る機会となる場合があります。
27	福祉保健部	自立生活支援課相談支援係	介護給付、訓練等給付に関する事務	障害等を持っている方々に対して、居宅介護や短期入所などの利用できるサービスの相談、支給決定等を行います。	各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もあります。また、そのような方々を介護している支援者についても負担が多くなり、自殺のリスクが高まる場合もあります。そういった方々の相談を受けることが、気づきの機会となります。	相談を通じて本人や家族の負担軽減を図ることができます。
28	福祉保健部	自立生活支援課相談支援係	成年後見制度利用事業	市長が要支援者（精神障害者or知的障害者）に対して成年後見制度の利用に係る審判請求を申し立てます。申し立てに要する費用の負担を行います。また、成年後見人等に対する報酬の助成を行います。	判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性があります。事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となり得ます。	障がいを抱えて地域で生活している方々の権利を守ること、各種社会資源の活用が可能になり地域での生活を支援できます。また、後見人等がつくことで他者とのつながりを持つこととなり孤立を防ぐことができます。
29	福祉保健部	自立生活支援課相談支援係	小金井市知的障害者グループホーム利用者家賃助成	共同生活援助を行う施設（以下「グループホーム」という。）を利用する知的障害者に対して家賃の一部を助成します。	助成の申請に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得ます。	経済的負担を軽減することにより、生活の安定を図る一助となります。
30	福祉保健部	自立生活支援課相談支援係	補装具費支給事務	各種障がいを持っている方々の補装具に関する相談等を行います。	助成の申請に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得ます。	障害者、障害児を抱えた保護者への相談支援の提供は、それぞれに過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として自殺リスクの軽減にも寄与し得ます。
31	福祉保健部	自立生活支援課相談支援係	日常生活用具費支給事務	各種障がいを持っている方々の補装具に関する相談等を行います。	助成の申請に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得ます。	障害者、障害児を抱えた保護者への相談支援の提供は、それぞれに過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として自殺リスクの軽減にも寄与し得ます。
32	福祉保健部	自立生活支援課障害福祉係	難病等医療費助成制度	難病等に罹患している方の医療費の一部を助成します。	難病等を抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もあります。医療費助成の申請に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得ます。	窓口職員がゲートキーパー養成講座を受講することで問題を早期に発見する視点を身に付け、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性があります。
33	福祉保健部	自立生活支援課相談支援係	障害児支援に関する事務	障害児に対して、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障害児相談支援」等のサービスを提供します。	障害児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得ます。	障害児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得ます。

事業の基本情報				自殺対策事業区分		
No.	担当部署	担当課・担当係名	事業名	事業内容	生きる支援の視点を加えた事業案	自殺対策事業として見込める効果
34	福祉保健部	自立生活支援課相談支援係	訓練等給付に関する事務	障害者に対して、「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援A型・B型」「共同生活援助」等の訓練等給付サービスを提供します。	障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得ます。	障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得ます。
35	福祉保健部	自立生活支援課相談支援係	小金井市精神保健福祉ボランティア育成事業費補助金	精神保健福祉に関する市民ボランティアを養成するための研修及びグループ化の促進に要する経費について、その一部を補助することにより、地域における精神保健福祉の普及啓発を図り、この分野に関する市民活動を促進し、もって精神障害者が住みやすいまちづくりに資することを目的とした事業を行います。	精神保健福祉ボランティア等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には他の支援機関につなぐ等、その職員や精神保健福祉ボランティアが気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性があります。	精神保健福祉ボランティア等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には他の支援機関につなぐ等、その職員や精神保健福祉ボランティアが気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性があります。
36	福祉保健部	自立生活支援課相談支援係	職員向けゲートキーパー養成講座	地域住民と接する機会の多い市役所職員の自殺予防に関する知識を高めることで、心身の問題を抱えている方を早期発見し、適切な関わりができるよう、職員向けのゲートキーパー養成講座を行います。	現在の事業がそのまま自殺対策となります。	現在の事業がそのまま自殺対策となります。
37	福祉保健部	自立生活支援課相談支援係	市民向けゲートキーパー養成講座	身近にいる人の心身の問題を早期発見し、適切な関わりができるよう、市民向けのゲートキーパー養成講座を行います。	現在の事業がそのまま自殺対策となります。	現在の事業がそのまま自殺対策となります。
38	福祉保健部	自立生活支援課相談支援係	意思疎通支援事業	聴覚障がいのある方を対象に手話通訳等の派遣を行う事業を実施します。 (市内在住で、身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者に対し、各種手続き、受信、行事への参加などで外出する際、手話通訳者の派遣を行う事業)		通訳者等の支援員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性があります。
39	福祉保健部	自立生活支援課相談支援係	移動支援費・日中一時支援費給付事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族に向けた就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族への一時的な休息を支援します。		各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もあります。また、そのような方々を介護している支援者についても負担が多くなり、自殺のリスクが高まる場合もあります。日中一時保護の利用によって、そういった方々の負担を軽減することができます。
40	福祉保健部	自立生活支援課相談支援係	小金井市重度身体障害者等緊急通報システム事業	緊急通報システム事業を実施することにより、ひとり暮らし等の在宅の重度身体障害者の生活の安全を確保し、もって在宅重度身体障害者等の福祉の増進を図ります。 在宅重度身体障害者等が家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報することにより、あらかじめ組織された地域協力体制による速やかな援助を得て、在宅重度身体障害者等の救助等を行います。	緊急通報システムを利用しているひとり暮らしの重度身体障害者や、協力員として登録されている親族等に対し、年2回の謝礼請求の際に、通知文送付の案内を兼ねて電話でコンタクトを取ることで様子をうかがう機会を作ります。	ひとり暮らしの重度身体障害者やその家族に対し、定期的に様子を伺う機会をつくることで、困りごと等を把握し適切な支援先に繋ぐきっかけになり得ます。
41	福祉保健部	自立生活支援課相談支援係	小金井市重度脳性麻痺者介護事業	重度脳性麻痺者の介護を行っている家族に対し、介護券を発行し謝礼を支給します。	年1回の名簿登録更新のタイミングで、手続きに係る通知文送付の案内を兼ねて、電話で介護者である家族にコンタクトを取ることで様子をうかがう機会を作ります。	重度脳性麻痺者の介護を行っている家族に対し、定期的に様子を伺う機会をつくることで、困りごと等を把握し適切な支援先に繋ぐきっかけになり得ます。
42	福祉保健部	自立生活支援課相談支援係	小金井市障害者福祉センター緊急一時保護	保護者やその家族が疾病や事故、冠婚葬祭等の理由により、一時的に障がいのある人の在宅介護が不可能になった場合に利用することができる保護施設で預かります。	各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もあります。また、そのような方々を介護している支援者についても負担が多くなり、自殺のリスクが高まる場合もあります。緊急一時保護の利用によって、そういった方々の負担を軽減することができます。	障がいのある方を一時的に預かることで、当人や家族の負担軽減を図ることができます。

事業の基本情報				自殺対策事業区分		
No.	担当部署	担当課・担当係名	事業名	事業内容	生きる支援の視点を加えた事業案	自殺対策事業として見込める効果
43	福祉保健部	自立生活支援課障害福祉係	特別障害者手当等支給事務	精神又は身体に著しく重度の障がい有する者に特別障害者手当を支給することにより、障がい者の福祉の増進を図ります。	各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もあります。手当の申請に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得ます。	自殺リスクを抱えた方の早期発見が見込めます。
44	福祉保健部	自立生活支援課障害福祉係	心身障害者福祉手当支給事務	心身に障害を有する者に対し、心身障害者福祉手当を支給することにより、障がい者の福祉の増進を図ります。	各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もあります。手当の申請に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得ます。	自殺リスクを抱えた方の早期発見が見込めます。
45	福祉保健部	自立生活支援課障害福祉係	難病者福祉手当支給事務	治癒することの困難な難病の治療を受けている者に対し、難病者福祉手当を支給することにより、難病者の福祉の増進を図ります。	各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もあります。手当の申請に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得ます。	自殺リスクを抱えた方の早期発見が見込めます。
46	福祉保健部	自立生活支援課障害福祉係	障害者相談員による相談業務（身体・知的障害者相談員）	身体障がいをお持ちの方、知的障がいをお持ちの方、その家族が日常生活や養育等について地域で相談できる体制を整備する事業で、行政より委託した障害者相談員による相談業務を行います。	各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もあります。そういった方々の相談を受けることが、気づきの機会となります。	相談員を対象にゲートキーパー養成講座を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性があります。
47	福祉保健部	介護福祉課包括支援係	老人施設措置に要する経費	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号、第2号に基づき、養護老人ホームへの入所、やむを得ない事由による特別養護老人ホームへの入所等の措置を行います。	入所手続等を行う際に、ゲートキーパー養成講座を受講した職員が対応することで必要な支援先へつなげます。	特別養護老人ホームの入所については、本人のやむを得ない事由に自殺リスクとなりうる事由がある場合は、必要な支援先へつなげる端緒となり得ます。
48	福祉保健部	介護福祉課包括支援係	高齢者権利擁護事業に要する経費	小金井市に住居を有する高齢者に対する虐待を防止し、養護者の介護負担の軽減を図り、高齢者の尊厳ある生活の保持を支援することを目的とし、①関係機関とのネットワークを構築し、虐待対応の支援体制を整備します。②高齢者虐待防止専門ケア会議の開催を実施します。③虐待防止マニュアルの作成を行います。④高齢者権利擁護の周知を行います。⑤虐待等の理由により緊急的に保護が必要な方への緊急短期入院の実施を行います。	高齢者の自殺実態や抱え込みがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取り組みの推進を図ります。	高齢者に対する虐待の防止・早期発見・安全確保が見込めます。
49	福祉保健部	介護福祉課高齢福祉係	敬老会及び老人保健福祉週間事業に要する経費			
50	福祉保健部	介護福祉課高齢福祉係	高齢者食の自立支援事業に要する経費	【配食サービス】 原則65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、介護保険の「要支援」以上と認定された方のうち、見守りが必要な方で、精神的、身体的理由等により食事の用意が困難な方を対象に、週3回を基本として夕食を配達します。 【食関連サービス】 食に関する「意欲を引き出す」手段として、栄養相談・講座、会食会、料理教室等を実施します。（いっぶくカフェ等） 【緊急配食サービス】 傷病等のため一時的に調理が出来なくなった方または病院から退院後、食事の自己管理が困難な方を対象に、1日から1週間（日曜、祝日を除く）の夕食を配達します。		食事の提供機会を利用し、高齢者の生活実態を把握することで、孤独死等の予防を図ることができます。また、会食会等の実施は閉じこもり防止、うつ予防、軽度認知症対策、低栄養対策として、高齢者の自殺リスクを減らすことができます。

No.	事業の基本情報			自殺対策事業区分		
	担当部署	担当課・担当係名	事業名	事業内容	生きる支援の視点を加えた事業案	自殺対策事業として見込める効果
51	福祉保健部	介護福祉課包括支援係	介護サービス事業者振興事業に要する経費	事業者のサービス相互の連携の推進等により、事業者の進行を図り、利用者が適切にサービスを選択できる市場環境を整備することを目的とし、事業者のサービス相互の連携の推進等に事業者連絡会の一環として、外部講師の研修を実施します。	市民に介護関連の介護サービスを提供する介護保険事業者等による連絡会を通じて、介護職員等へ自殺対策の取組みを説明し協力を求めます。 介護職員等にゲートキーパー研修を受講してもらい、自殺対策の視点を持ってもらうことで、適切な機関へつなぐ等の対応の強化につながる可能性があります。	介護サービスを受ける高齢者に日々直接かかわる事業者へ向けて、市の取り組む自殺対策事業の説明やゲートキーパー研修への参加を促すことで、高齢者及び介護者が抱えるリスクを早期発見し、適切な相談先や支援先へつなげます。
52	福祉保健部	介護福祉課包括支援係	高齢者在宅福祉窓口相談員に要する経費	市の窓口に、高齢者在宅福祉窓口相談員（非常勤嘱託職員）を配置し、窓口相談の充実を図ります。	ゲートキーパー養成講座を受講した職員が対応することで、自殺対策の視点を加え、必要な支援先へつなげます。	介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策（生きることの包括的支援）にもつながります。
53	福祉保健部	介護福祉課包括支援係	地域福祉ネットワーク支援に要する経費	民生委員、社会福祉委員と地域住民の相互協力関係を円滑に、効果的かつ継続的に維持するための支援体制を整備することによって、地域の高齢者の福祉向上を図ることを目的とします。その支援のために、社会福祉に関する知識、経験を有する非常勤嘱託職員を配置します。	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげるうえで、地域の最初の窓口として機能し得ます。 ゲートキーパー養成講座を受講した職員が対応することで自殺対策の視点を加え、必要な支援先へつなげます。	高齢者が地域で安心して暮らし続けられるように、孤立を防ぎ、異常を速やかに発見するための見守り・支援の仕組みとして、民生委員等と地域包括支援センターと地域のネットワークを組んで取組み、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策（生きることの包括的支援）も見込めます。
54	福祉保健部	介護福祉課高齢福祉係	高齢福祉業務非常勤嘱託職員に要する経費	高齢福祉業務の円滑な遂行のため、2名の非常勤嘱託職員を配置します。	ゲートキーパー養成講座を受講した職員が対応することで、自殺対策の視点を加え、必要な支援先へつなげます。	高齢福祉業務の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策（生きることの包括的支援）にもつながります。
55	福祉保健部	介護福祉課高齢福祉係	友愛活動事業に要する経費	友愛活動員が地域社会との交流に乏しく、訪問を必要とするひとりぐらし高齢者等への家庭訪問や電話訪問等を行い、話し合い等の日常的接触を通して高齢者の孤独感の解消と事故の未然防止を図ることを目的とします。65歳以上のひとりぐらしまたは65歳以上の高齢者世帯の方（日中のみひとりの方も可）を対象として、ボランティアの友愛活動員が週1回程度、訪問またはお電話で話相手を行います。また、日常生活の上で困っていることを相談がある場合は、福祉の制度等の説明を行います。	住民ボランティアである友愛活動員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、適切な相談先へつなぎ役の担い手となり得ます。	また、地域社会との交流が乏しい高齢者の孤独感の解消により自殺リスクを下げることができます。
56	福祉保健部	健康課健康係	健康づくりフォローアップ指導事業	生活習慣病予防及び健康増進に関する健康教育を行い、健康増進に寄与することを目的とした集団健康教室（医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士による講義、健康運動指導士による運動実技等）を実施します。	「自殺防止」や「生きる支援」にしっかり合致するわけではないが、「休養に関する知識の普及啓発」として、適切な睡眠の意義や取り方、趣味の活動などを通じた余暇時間の過ごし方など、休養に関する知識の情報提供を行います。市民が自分にあったストレス対処法を知り、また解消法を身につけることができるよう普及啓発を図ります。	65歳以上の高齢者を対象とした「いきいき健康教室」では、保健師がこころの健康（社会参加や人と話すことの重要性等）について講義を行っています。また、教室自体が社会参加の場として機能していることが期待できます。
57	福祉保健部	健康課健康係	健康講演会	小金井市医師会・歯科医師会の協力による、健康に関する講演会を実施します。	市民の関心度が高い健康テーマを幅広く選定し、市民の健康管理力を高めるとともに、安心していきいきと生きることができるよう支援することを目指します。	・精神科医師による講演日を設けます（隔年）。 ・医師への質疑応答の時間を設け、受講者が抱える個別の健康不安の解決を図ります。受講者やその家族等が、自身で解決困難な健康課題等を抱えていることを知った場合には、適切な部署・機関につなぎます。
58	福祉保健部	健康課健康係	成人健康相談	医師や保健師による個別健康相談、血圧測定、体脂肪測定、聴覚検査を実施します。	本事業を利用する市民の多くは高齢者であり、様々な不調や健康不安を抱えています。気軽に各診療科の医師、保健師に相談できる環境を整備することにより、市民の健康管理力を高めるとともに、安心していきいきと生きることができるよう支援することを目指します。	・精神科医師による相談日を設けます（隔年）。 ・利用者や相談者の家族等が、自身で解決困難な健康課題等を抱えていることを知った場合には、適切な部署・機関につなぎます。
59	福祉保健部	健康課健康係	妊婦面談	妊娠の届出をした全ての妊婦を対象に保健師等の専門職が保健センター等、市内施設で面接を行うことにより支援の必要性を早期に把握し利用できるサービスの情報提供を行います。（平成29年度新規事業）	もともと何らかの疾患を抱えている方・妊娠したことを契機に体調がすぐれない方・出産に伴う様々な要因で悩んでいる方が専門職の個別相談につながることで自殺を思いとどまり安定した妊娠の継続と不安のない出産・育児を支えます。	疾患ますが絡んでいる場合は医療機関への受診状況を踏まえ、必要時は病院連携も行います。また産後にうつ状態になる可能性が懸念される方は地区担当保健師が支援するなど個々に応じた対応を行います。妊娠期～産後と長い期間にわたり疾病悪化・自殺へのリスクを軽減します。

事業の基本情報				自殺対策事業区分		
No.	担当部署	担当課・担当係名	事業名	事業内容	生きる支援の視点を加えた事業案	自殺対策事業として見込める効果
60	福祉保健部	健康課健康係	乳幼児及び産婦の健康診査事業	3～4か月の乳児と母を対象に保健センターにて健康診査を集団・個別により行います。事前に郵送したアンケートには母の体調についてフェイスシート5段階の中から選択する項目とします。また文章でも様々な角度から該当する場合は○をつけるなどの項目があります。必要時に保健師が個別相談を行い状況により支援を継続します。	昨年度開始となった妊婦面談により妊娠期には支援がはじまる方が増加しました。その後の新生児訪問を経過しての産婦健診なので新規のケースは減少しています。少しずつ育児にも慣れ、友達作りや外出先を探すなどの行動範囲が広がっていく時期なので、母子ともに順調な育児を送るための地域デビュー健診ともいえます。	疾患が絡んでいる場合は医療機関への受診状況を踏まえ必要時は病院連携も行います。また産後うつや既存の精神疾患により不安定な方は地区担当保健師が支援するなど個々に応じた対応を行います。関係機関とも連携し育児支援ヘルパーの導入など疾病悪化・自殺へのリスクを軽減します。
61	福祉保健部	健康課健康係	小金井市妊産婦訪問指導事業	提出された赤ちゃん連絡票をもとに全ての家庭を対象とします。新生児・妊産婦を保健師または助産師が家庭訪問し日常生活や育児全般について助言・指導・相談を行います。児の体重測定などを行いながら母の体調についてもサポートします。里帰りの場合は帰省先の自治体と連携しています。	比較的問題がなさそうな場合は委託助産師が訪問をしています。訪問時には産後うつの危険性を図るためのEPDS質問チェックを母親自身に記入いただきます。その上で涙がとまらない、死にたい等産後うつの兆候が疑われる場合は地区担当の保健師に引継ぎをおこない切れ目なく支援を行っています。必要時、関係機関と連携します。	慣れない育児、母親が一人で背負っている育児は思いつめてしまう危険性が高いです。妊娠中は問題がなくても特に産後2週間はうつの発症時期といわれています。早期に専門職が関することで介入ができ、医療機関も含め育児支援ヘルパーなどその人にとって必要な支援につながれば自殺を食い止めることができます。
62	子ども家庭部	子育て支援課子育て支援係	子育て支援ネットワーク	保育所、幼稚園、子育てサークル、NPOなどの子育て支援団体との協働によるネットワークをつくり、相互援助と情報発信を行います。	子育て支援を行う関係団体同士のネットワークを強化していくことは、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見と支援の強化にもつながり得ます。	
63	子ども家庭部	子育て支援課子育て支援係	のびゆくこどもプラン小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）の計画的推進	のびゆくこどもプラン小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）の計画的推進を図ります。	計画掲載事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ることができます。	
64	子ども家庭部	子育て支援課子育て支援係	子ども食堂推進事業補助金	子ども食堂を運営する団体に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の子どもたちへの食事や交流の場を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援します。	食事提供の機会を通じて、家庭の状況等を把握する機会にもなり得ます。関係機関同士で情報共有を図ることにより、必要時には連携してアウトリーチを行ったり、支援先へとつなぐ等、支援の糸口にもなり得ます。	
65	子ども家庭部	子育て支援課子育て支援係	母子家庭等自立支援給付金事業	（1）自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給します。 （2）高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について訓練促進給付金を、養成訓練修了後に修了支援給付金を支給します。 （3）高卒認定試験受講修了時等給付金 ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座も可）を受けた場合、修了時に受講終了時給付金を、さらに認定試験合格後に合格時給付金を支給します。	職業訓練を受けたり高等学校卒業程度認定資格を得たりしてより良い就労につなげることで、自殺のリスクを抱えた方の生活を安定させることができます。	それぞれの給付金申請時に申請者とやりとりを行うため、自殺のリスクを抱えた方を把握して、支援へとつなげる接点になり得ます。
66	子ども家庭部	子育て支援課子育て支援係	母子父子寡婦福祉資金貸付事業【特別会計】	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行います。	生活が経済的に困窮している方へ目的に応じて福祉資金を貸し付けすることにより、自殺のリスクを抱える方の生活を安定させることができます。	貸付の前で、保護者と対面でやりとりする機会があるため、自殺リスクを早期に発見し、他機関と連携して支援を行っていく上での契機になり得ます。
67	子ども家庭部	子育て支援課子育て支援係	母子生活支援施設措置費	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援します。	経済的に困窮している母子家庭に生活の場を提供し、生活の安定を図るとともに、子育てに悩みや課題を抱えている母子をサポートすることで心理的安定を図ります。	母子家庭は経済的困窮をはじめ様々な困難を抱えて、自殺リスクが高い場合も少なくありません。施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの軽減にもつながり得ます。

No.	事業の基本情報			自殺対策事業区分		
	担当部署	担当課・担当係名	事業名	事業内容	生きる支援の視点を加えた事業案	自殺対策事業として見込める効果
68	子ども家庭部	子育て支援課子育て支援係	母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置します。	ひとり親家庭の悩みや課題に対して相談を受け付けることで、ひとりで抱え込ませることなく課題の解決に向けて支援を図ります。	自立支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの高いひとり親家庭を、他の機関へつなぐ等の対応の強化につながり得ます。
69	子ども家庭部	子育て支援課子育て支援係	ひとり親家庭等日常生活支援事業	就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。	日常生活を営むのに支障が生じている家庭の生活支援を行うことにより、家庭生活の安定を図ります。	ヘルパーに自殺対策の視点も加えて家庭の様子を報告してもらうことで、支援を必要とするひとり親の早期発見と必要な支援先へのつなぎ等の対応の強化につながり得ます。必要と思われる対象者に、相談先一覧のリーフレット等の資料を配布することで、生きることの包括的支援に関わる情報を直接届けていくことができます。
70	子ども家庭部	子育て支援課子育て支援係（子ども子育てひろば事業）	子ども子育てひろば事業	目的：地域において子育て親子の交流等を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。 内容：乳幼児とその保護者同士の交流・情報交換をする場の設置やイベント、教室の開催を実施します。子育てにかかる相談対応等を行います。	親子遊びひろばでは、職員が親子を気にかけて、声かけをすることで、悩んでいる方に対して話をするきっかけづくりができます。	親子遊びひろばは親子で遊びに来られる場所であるとともに、大人のスタッフと何気ない会話ができる場所でもあります。子育て中は様々な悩みを抱えることも多く、親子で孤立してしまうこともあります。そのような親が子どもをつれていける場があること、そこでスタッフと話ができることは、気分転換や社会とのつながりを実感でき、ひとりではないと安心ができる=死にたい気持ちの歯止めになります。
71	子ども家庭部	子育て支援課子育て支援係（子ども家庭支援センター）	子ども家庭支援センターの運営（総合相談及び情報提供）	子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供（専門相談含む）を行います。	子どもと家庭に関するあらゆる相談を受ける場所であるため、時に死にたくなるなどの相談を受けることもあります。丁寧に話を聞き、どうしたらよいかを一緒に考えていきます。	子育て中は様々な悩みを抱えることも多くあります。そのような親がまず相談できる窓口があることで、安心につながります。職員が相談者の困りごとを的確にキャッチし、必要に応じ、適切な支援先につなぐ等気づき役、つなぎ役としての役割を担えます。
72	子ども家庭部	子育て支援課子育て支援係（子ども家庭支援センター）	子ども家庭支援センターの運営（児童虐待防止対策の充実）	児童虐待防止対策の充実（要保護児童対策地域協議会、養育支援訪問事業）を図ります。	要保護児童対策地域協議会調整機関として、課題のある家庭における相談や関係機関との連携、見守りのネットワークの構築等をし、また、直接的な家事・育児支援のサービス調整・提供することで、悩みのある方の支援を実施します。	地域での見守りのネットワークを強化することで、対象家庭の変化をキャッチし、最悪の事態にならないよう支援します。
73	子ども家庭部	子育て支援課子育て支援係（子ども家庭支援センター）	子ども家庭支援センターの運営（ショートステイ事業）	保護者の傷病・看護、冠婚葬祭、出張、育児疲れ・育児不安などで子どもを一時的に養育するが困難になった場合に、保護者に代わって当該児童を施設で短期的に養育することにより、その児童及び家庭を支援し、児童福祉の向上を図ることを目的とします。近隣市の児童養護施設にて、宿泊による児童の預かり事業を実施します。利用対象児は2歳から中学校就学前までとします。	緊急避難対応としても活用できます。子どもがいることで母子心中等を考えてしまう、親の休息のために子どもの分離が可能となります。（児童養護施設のため、対象児童年齢範囲は超えられません）	親の事情で子どもの面倒が見れない状況を改善し、子育て負担を軽減することができます。

No.	事業の基本情報				自殺対策事業区分	
	担当部署	担当課・担当係名	事業名	事業内容	生きる支援の視点を加えた事業案	自殺対策事業として見込める効果
74	子ども家庭部	子育て支援課子育て支援係 (子ども家庭支援センター)	ファミリー・サポート・センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化を図ります。 ・子育てサポートひろば事業(施設での子ども一時預かり)を実施します。 	会員を対象にゲートキーパー研修を実施します。	子育てに関連する悩みや自殺 リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性があります。
75	子ども家庭部	子育て支援課手当助成係	児童扶養手当支給事務	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する事業を実施します。	手当の申請等をするために来庁した際に、困窮している状況に応じて、婦人相談員、子ども家庭支援センターその他関係機関を案内するなど、必要な支援を受けられる機関へのつなぎ役としての役割を果たします。	申請は、窓口で直接ヒアリングしながら行うため、困窮している市民の個別的事情を把握することも多くあります。その事情に応じた支援を受けられる機関につなぐことで、自殺の未然防止に一定の効果があるのではないかと見込まれます。
76	子ども家庭部	子育て支援課手当助成係	児童育成支給事務	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭等における児童の心身の健やかな成長に寄与するため、当該児童について児童育成手当を支給する事業を実施します。	手当の申請等をするために来庁した際に、困窮している状況に応じて、婦人相談員、子ども家庭支援センターその他関係機関を案内するなど、必要な支援を受けられる機関へのつなぎ役としての役割を果たします。	申請は、窓口で直接ヒアリングしながら行うため、困窮している市民の個別的事情を把握することも多くあります。その事情に応じた支援を受けられる機関につなぐことで、自殺の未然防止に一定の効果があるのではないかと見込まれます。
77	子ども家庭部	子育て支援課手当助成係	ひとり親家庭等医療費助成事務	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭等に対し、医療費の一部を助成する事業を実施します。	医療費助成の申請等をするために来庁した際に、困窮している状況に応じて、婦人相談員、子ども家庭支援センターその他関係機関を案内するなど、必要な支援を受けられる機関へのつなぎ役としての役割を果たします。	申請は、窓口で直接ヒアリングしながら行うため、困窮している市民の個別的事情を把握することも多くあります。その事情に応じた支援を受けられる機関につなぐことで、自殺の未然防止に一定の効果があるのではないかと見込まれます。
78	子ども家庭部	保育課保育係	保育実施業務	市内特定教育・保育施設(公立5園592人、私立24園2,032人)、認定子ども園(私立1園120人)、特定地域型保育事業(私立9園127人)、幼稚園(6園982人)などにおいて、未就学児の預かり保育を実施しています。※施設数・定員数はH31.4.1時点見込み	業務に従事する職員に対して次の取組を行います。 ①既存の研修に、自殺対策関連の研修を盛り込みます。 ②外部の自殺対策関連研修への受講を推奨します。 ③生きる支援に関する相談先が掲載されたリーフレットを設置・配布します。	日々、保育を実施する中で関わる利用者について、自殺リスクの可能性に気づいた場合は専門機関への相談を促します。
79	子ども家庭部	保育課保育係	利用者負担金(保育料)業務	市内特定教育・保育施設(公立5園592人、私立24園2,032人)の利用者負担金(保育料)の賦課・徴収業務を実施しています。※施設数・定員数はH31.4.1時点見込み	①既存の研修に、自殺対策関連の研修を盛り込みます。 ②外部の自殺対策関連研修への受講を推奨します。 ③生きる支援に関する相談先が掲載されたリーフレットを設置・配布します。	保育係において賦課・徴収業務や、滞納状況の把握や納付の相談を行う中で、係員が自殺リスクの可能性に気づいた場合は専門機関への相談を促します。
80	子ども家庭部	保育課保育係	一時保育実施業務	市内特定教育・保育施設(公立5園、私立8園)において、未就学児の一時的な預かり保育を実施しています。※施設数はH31.4.1時点見込み	①既存の研修に、自殺対策関連の研修を盛り込みます。 ②外部の自殺対策関連研修への受講を推奨します。 ③生きる支援に関する相談先が掲載されたリーフレットを設置・配布します。	日々、一時保育を実施する中で関わる利用者について、自殺リスクの可能性に気づいた場合は専門機関への相談を促します。
81	子ども家庭部	児童青少年課児童青少年係	青少年対策事務	<ol style="list-style-type: none"> ① 小金井市青少年問題協議会の開催を実施します。 ② 青少年健全育成地区委員会・市子供会育成連合会への補助金交付・事業協力をを行います。 ③ ②の団体の連合会(青少年健全育成6地区連合会)の研修会開催を実施します。 	①の青少年問題協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報の共有を行います。	実務上の連携の基礎を築ける可能性があります。
82	子ども家庭部	児童青少年課児童青少年係	児童館 子育てひろば事業	児童館(市内4館。0~18歳の子どもを対象とした自由来館施設として、地域における健全な遊びの場を提供。料理・工作等のプログラムも実施。年間延べ10万人超が利用)における乳幼児親子向けの子育てひろば事業(保護者同士の交流・情報交換や相談の場)を実施します。	乳幼児親子への居場所の提供を行います。	乳幼児親子の居場所として、子育てに伴う過度な精神的な負担を軽減し、自殺リスクの軽減に寄与します。また、子どもが幼児~中・高校生に至るまでの間、地域児童館として職員が日常的な関わりを持つことで、問題の把握や支援の有効な窓口として機能し得ます。

事業の基本情報				自殺対策事業区分		
No.	担当部署	担当課・担当係名	事業名	事業内容	生きる支援の視点を加えた事業案	自殺対策事業として見込める効果
83	子ども家庭部	児童青少年課児童青少年係	児童館 中・高校生事業	児童館（市内4館。0～18歳の子どもの対象とした自由来館施設として、地域における健全な遊びの場を提供。料理・工作等のプログラムも実施。年間延べ10万人超が利用）における中・高校生対象事業を実施します。	中・高校生への居場所の提供を行います。	幼児～中・高校生に至るまでの間、地域児童館として職員が日常的な関わりを持つことで、問題の把握や支援の有効な窓口として機能し得ます。また、中・高校生ボランティアとして小学生以下の世代を対象とした児童館事業に協力することで自己有用感の醸成に寄与できます。
84	子ども家庭部	児童青少年課児童青少年係	冒険遊び場等健全育成事業（プレーパーク）	子どもが自由な発想で自由に遊べる、地域における安心・安全な遊び場を提供します。プレーリーダーによる見守りがあります。学芸大学及び都立武蔵野公園で市委託事業として地域NPOによる常設プレーパークを開催し、年間延べ1万8千人超の利用があります。	① 乳幼児親子の居場所事業を実施します。 ② 中・高校生への居場所の提供を行います。	幼児～中・高校生に至るまでの間、地域の子どもの居場所としてプレーリーダーが日常的な関わりを持つことで、問題の把握や支援の有効な窓口として機能し得ます。また、中・高校生ボランティアとして小学生以下の世代を対象とした事業に協力することで自己有用感の醸成に寄与できます。
85	子ども家庭部	児童青少年課児童青少年係	子どもの権利に関する条例の周知・啓発	子ども向けの啓発用カードやリーフレット、市ホームページによる条例の周知・啓発活動を行います。また、子どもの権利検討部会により庁内関係部署の連携を図ります。	子どもの権利に関する条例の周知・啓発を目的とした、子ども向けの啓発用カード・リーフレットの作成を行います。	子どもの権利に関する条例の周知・啓発の中で、権利に関する相談・救済窓口を周知します。
86	子ども家庭部	児童青少年課学童保育係	学童保育事業	保護者の就労や疾病等により放課後の保育を受けることができない児童に対し、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な指導や遊びを通じて健全な成長と発達を促します。	学童保育所において、児童及び保護者との関わりの中で問題の把握や相談窓口となり得ます。	
87	都市整備部	まちづくり推進課住宅係	市営住宅	公営住宅法では、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」を目的とします。同法に基づき市営住宅及び共同施設の管理を運営します。（桜町2丁目8番13号・1987年建替・3階建（EV無し）、1棟35戸（3DK）を管理（単身向け無し））	自殺対策との関連度：住宅困窮者向けの事業を実施します。直接の関連度は低いです。 ③住民への周知啓発：東京都・都営住宅経営部指導管理課滞納整理対策などを参考とします。 生活の安定の一つとして、住宅困窮者に低廉な家賃の住宅を整備し、提供しています。また入居者で雇用の不安定、生活資金の不足等による滞納があれば、福祉事務所の生活保護事業を伝えたり、介護については介護福祉課にご相談頂くように促しています。生活保護受給者であれば、代理納付制度等により家賃滞納対策を図る場合もあります。	健康不安、精神的なケアを直接的に実施する事業ではありません。住居という施設で生活基盤、独立した生活を営んで頂くための管理運営であり、自殺対策の効果は測れません。
88	都市整備部	まちづくり推進課住宅係	高齢者住宅	公営住宅法では、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」を目的としています。同法に基づき、自立して生活ができ、住宅困窮されている高齢者のため、住宅の転貸及び共同施設の管理を運営します。（緑町、東町、前原町、貫井南町に計5箇所、164戸を借上げて転貸します。常駐又は通いの管理人を置きます。一部を除き毎日の安否確認、緊急通報装置を設置しています。）	自殺対策との関連度：65歳以上の住宅困窮者向けの事業を実施します。直接の関連度は低いです。 ③住民への周知啓発：東京都・都営住宅経営部指導管理課滞納整理対策などを参考とします。 独立して日常生活が営める高齢者のため、生活の安定の一つとして、低廉な家賃の住宅を転貸しています。また入居者の中で、雇用の不安、生活資金の不足等による滞納があれば、福祉事務所へ生活保護のご相談を促したり、健康、身体上・精神上的の障害があれば、介護福祉課、自立支援課へご案内します。すでに生活保護受給者であれば、代理納付制度等より家賃滞納の悩みを軽減する場合もあります。	健康不安、精神的なケアを直接的に実施する事業ではありません。住居という施設で生活基盤、独立した生活を営んで頂くための管理運営であり、自殺対策の効果は測れません。

事業の基本情報				自殺対策事業区分		
No.	担当部署	担当課・担当係名	事業名	事業内容	生きる支援の視点を加えた事業案	自殺対策事業として見込める効果
89	学校教育部	学務課学務係	就学援助費支給事業	生活保護の受給をする世帯ではないが、これに準ずる世帯に就学時の学用品費、給食費、修学旅行費等を支給することで生活困窮世帯の児童・生徒の就学を経済的に援助します。	経済的困窮が自殺の遠因や、究極的な原因の解決を阻害する因子になることを念頭に、経済的環境を改善することでリスクを低減させます。また、申請者と窓口で対面することで気づきの機会につながります。	生活困窮者の経済環境改善を支援することで、自殺リスクの高い対象者に落ち着いた環境で根本的な原因を見つめなおし、解決する手助けができます。また、担当者がゲートキーパー研修を受講することによりリスクの高い申請者と接する機会があれば適切な支援につなげることができる可能性が出てきます。
90	学校教育部	指導室指導係	生活指導主任研修（教員向け研修）	問題行動等の未然防止、児童・生徒の健全育成のために、研修を実施します。	いじめ、不登校や様々な問題行動のある児童・生徒の中には、困難を抱え自殺リスクの高い可能性もあります。それらの対応の中心を担う生活指導主任を対象にした研修で、対応方法や支援先等の情報提供を行ったり、事例検討を行うなど、理解を深めていきます。	自殺リスクの高い児童・生徒へ適切なアプローチを行うことで、未然に防止できることが見込まれます。
91	学校教育部	指導室指導係	いじめ防止対策	いじめ防止基本方針に基づき、各校において未然防止、早期発見、早期解決に向けて対応します。また、いじめ防止カードを作成し、中学1年生に配布しています。	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の一つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子供が周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方を周知します。	いじめにあった時の複数の相談先情報を知っている事で、自殺防止に寄与し得ます。
92	学校教育部	指導室指導係	教育相談事業	教育相談所を設置し、子供の教育上の悩みや心配事に関する相談を、相談員や心理士が受け、助言や情報提供を行ったり、関係機関との連携を図るなど、諸問題に取り組みます。	相談所内だけでなく、学校を巡回する等、現場の状況把握を行うことで、より学校やSC、SSWとの連携した体制を構築します。	相談の機会を増やすことで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応が可能となります。
93	学校教育部	指導室指導係	スクールソーシャルワーカーの配置	専門的知識を有する社会福祉士をスクールソーシャルワーカーとして活用し、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒がおかれた環境へ働きかけたり、関係機関等との連携を通して課題解決への対応を図ります。	事例検討を通して、情報共有を行い、またスーパーバイズの意見を仰いだりすることで、関係機関等とのネットワークを活用し多様な支援方法を用いて課題解決のためのスキルを上げます。	課題を抱えた児童生徒やその保護者が自殺リスクを抱えている場合も想定されることから、関係機関との連携した包括的な支援は、自殺リスクの軽減にも寄与します。
94	学校教育部	指導室指導係	もくせい教室の設置	不登校児童生徒を対象とした不応指導教室を設置し、学習支援、集団適応及び自立を援助するための支援を行います。また、通所者の保護者の相談対応も行います。	もくせい教室の指導員がゲートキーパー研修を受講します。	自殺リスクの把握と対応について理解が深まり、不登校児童生徒の支援の拡充につながる可能性があります。
95	生涯学習部	図書館奉仕係	テーマ展示	テーマを決めて資料を収集し、館内に展示します。テーマや展示期間は館によって異なります。	直接「自殺対策」「生きることの包括的な支援」に合致する事業内容ではないが、「リフレッシュ方法」というテーマでは、健康やストレス解消に繋がるような資料を収集し展示を実施しました。今後、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に「行政支援としてのテーマ展示」として、関連資料やリーフレットの展示というかたちで連携できれば、図書館を情報提供の場所として活用できます。	展示した資料やリーフレットから、相談機関の存在を知ること、適切な支援へのきっかけになり得ます。
96	生涯学習部	公民館貫井北分館	若者コーナーの運営と活用	若者コーナーの運営と活用「知っている毎日と毎日が楽になる心理学 ～心のプロと一緒に考えよう！～」を行います。 講師：立教大学 文学部教授 大野 久先生 青年心理学が専門。主な著書（共著）は、『君の悩みに答えよう』（福村出版）、『エピソードでつかむ青年心理学』。	中学生から20歳代までの青少年は、学校や家庭、職場の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もあります。そういった方々が、心理学的な観点から自分自身を内省することにより気づきの機会となります。	青少年当事者やその親族や地域の方々へ「生きるためのヒント」をテーマとする講座を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、青少年当事者の自殺予防、また必要な場合には適切な支援先につなぐ等、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性があります。